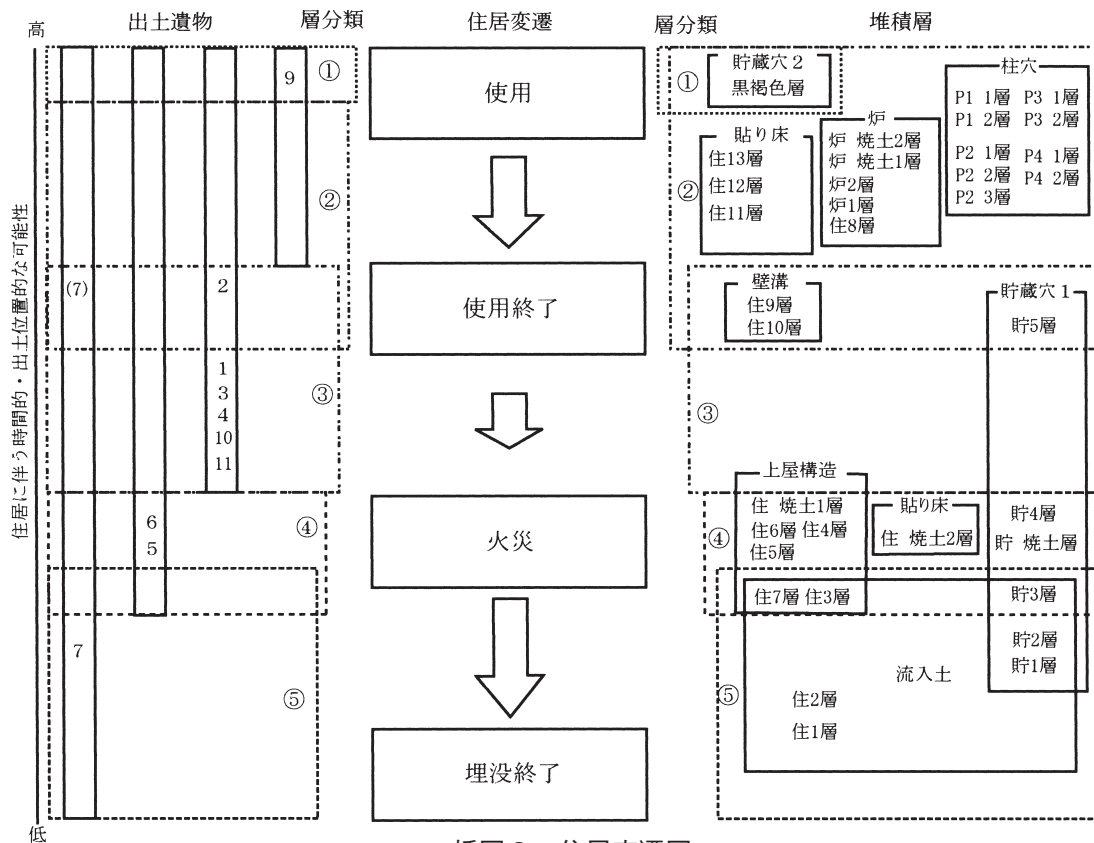




挿図2 住居変遷図

註

- (1) 土葺屋根の構造について、宮本氏は「垂木を地上面から桁や棟木に間隔狭く配り、垂木の間から土がもれ落ちないように茅や草の束を垂木上に敷きつめ、土を覆う方法」と述べている。「草葺のように垂木上に木舞を配って縄で草を結える手間が省ける」ことにより、長く存続し、広く普及したという(宮本2004)。
- (2) 住居中央の被熱が著しいのは、上屋構造の上部は草葺であり、燃えている最中に床面に落下し中央部の床面で完全燃焼したためであらう。そのため焼土塊や炭化物がみられない。

参考・引用文献

- 宮本長二郎 2004「遺跡から推測する古代建築の形(1)住まいの形式」『建築士』日本建築士連合会
- 高橋泰子 2002「焼失住居の一考察—竪穴建物の上部構造復元をめぐる—」『土壁』第6号 考古学を楽しむ会
- 石野博信 1990『日本原始・古代住居の研究』吉川弘文館

12号住居跡出土の土器について

時期の検討 柱状脚高坏、小型埴が出土することから、比田井氏編年(註1)の古墳時代前期Ⅲ段階であると考えられる。この段階は小型器台・小型高坏・元屋敷系高坏が消失し、畿内系の柱状脚高坏、まれにX字形器台が出土しはじめる。前段階に波及した畿内系の小型埴も引き続き使用されている。

集落内での類例 ここでは、同一の集落である北西原遺跡と神明遺跡(註2)で検出された同時期(比田井編年Ⅲ段階)の住居跡出土土器と比較を行い、12号住居跡の集落内での位置付けについて考察する。

(1) **高坏** 12号住居跡の高坏は、柱状脚高坏と「八」の字状脚柱部を持つものの二種類に分類できる。

5(註3)は柱状脚高坏である。2も坏部のみの残存であるが、同種のものと考えられる。常名台集落から出土する柱状脚高坏の脚柱部は、中央部が若干膨らむ特徴を持つ。同様のものが、常名台集落のⅢ段階に

属する住居跡17軒中15軒より合計25点出土しており、集落での主体的な高坏の形態と考えられる。

一方、「ハ」の字状に広がる脚柱部を持つものは1である。坏部の形状・裾部の形状・内外面の調整技法は、主体的な柱状脚高坏と共通することから、柱状脚高坏の影響を受けていると考えられる。しかし、脚柱部の形状が異なることや、脚柱部の内面を棒状の工具で刺突した痕跡を残すことなど異なる点がある。よって、柱状脚高坏だけではなく、系統の異なる高坏の影響も受けている可能性が考えられる。1と同形態の高坏は常名台集落では出土しておらず、客体的なものであったと判断できる。

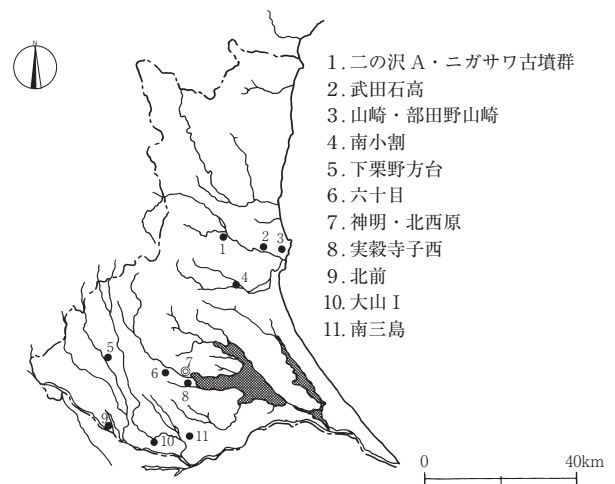
(2) 埴・小型埴 6は、口縁部が外反する特徴を有する。この埴は常名台では出土例がなく、客体的なものである。10はミニチュアとでも呼ぶべき小型埴であるが、法量・形態の面で言えば、これも常名台集落では客体的なものと考えられる。9は小型埴で、口縁部に稜を持つ。9も常名台集落で主体的なものではない。

(3) 壺 7は面取り口縁の壺である。常名台集落で出土する壺の口縁部は、折返し口縁・二重口縁・単口縁の三種が確認できるが、面取りした壺は見られない。器種は異なるが、甕では数点面取りを行ったものがある(註4)。これらの甕はいずれも比田井編年Ⅰ・Ⅱ段階に該当するものであり、7と同時期の甕は確認できない。7の口縁部を面取りする特徴は、先行する時期にあった甕の要素を残したものであると思われる。

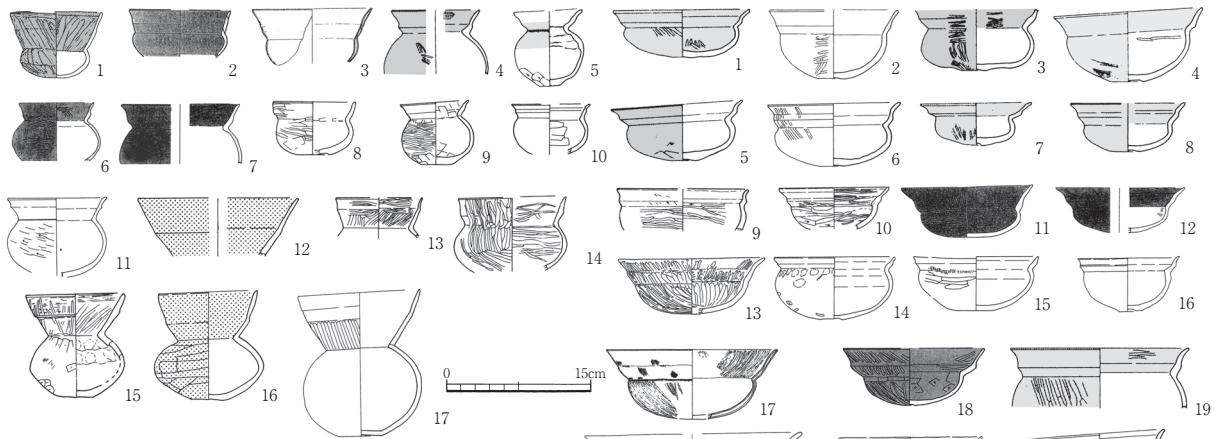
器種を超えた類似性 12号住居跡出土遺物は個別の検討から、常名台集落では客体的なものが多い傾向にあることが分かる。細部の顕著な特徴から客体と判断したが、その点を除けば主体的な製品と共通する点が多い。では、細部の違いはどのような要因によるものであろうか。小型埴を例に考えてみたい。

12号住居跡出土の小型埴(挿図4:1)は、畿内からの波及期(比田井編年Ⅱ段階)の形態的特徴を強く受け継いでおり、この時期の一般的なものである。しかし、本例は報告の通り口縁部にゆるい稜をもつ(以下、仮に稜付小型埴と呼称する)という点で常名台では客体的なものである。この点に注目すると、茨城県内で管見

に触れた類例は14遺跡42例である(挿図3)。例示したものは器形から大きく小型埴と鉢の二つに分けられる。ひたちなか市部田野山崎遺跡出土の一例(挿図4:3)は全体的な器形・調整方法においても本例と酷似し、相伴遺物から時期的にも並行する。しかし、その他の稜付小型埴を見ると、形態は様々で、一部中期に下る例(挿図4:15~17)も含まれており、埴形のものは県内でも稀な例である。そこで、鉢形のものに注目してみると42例のうち25例が該当する(挿図5)。これらは畿内系の「屈曲口縁鉢」(註5)と呼ばれる一群である。立花実氏によれば、屈曲口縁鉢は布留Ⅰ式期には関東地方に波及し、柱状脚高坏の盛行するころには消滅するという。これは、比田井編年のⅡ段階からⅢ段階に相当する。出土数が突出する茨城町南小割遺跡を除けば、埴形のものと同様、類例は少ない。茨城県域の屈曲口縁鉢はⅡ~Ⅲ段階を通して、体部付近が内湾し、口縁部が高くなる立花分類のD類(挿図5:2・14~16・22など)が最も多く、体部がやや浅く、屈曲に著しい崩れが見られ、ゆるい稜のようになるB類(挿図5:13・17)がⅢ段階に現れる(註6)。常名台集落では屈曲口縁鉢が4例確認されており(挿図5:13~15・21)、集落の人々は屈曲口縁鉢に接する機会があったであろう。さらに、北西原遺跡40a号住居からはB類に相当する屈曲口縁鉢(挿図5:

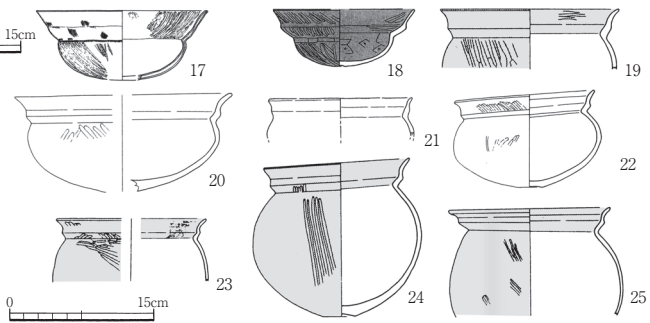


挿図3 本節関連遺跡



挿図4 稜付小型埴

挿図4 1: 神明12住2・大山147住3・部田野山崎135住4・5: 南小割135住6: 北前6住7: 北前14住8: ニガサワ4住 9・10: ニガサワ30住 11: 下栗野方台41住 12: 山崎28住 13: 二の沢A10住 14: 二の沢A17住 15: 六十目67住 16: 実穀寺子西1住 17: 南三島38住
挿図5 1: 南小割10住2: 南小割55住3: 南小割64住4: 南小割103住5・6: 南小割104住7: 南小割119住8: 南小割139住9: 武田石高83住 10: 武田石高96住 11: 北前8住 12: 北前6住 13: 北西原40a住 14: 北西原97住 15: 北西原99住 16: 下栗野方台135住 17: 部田野山崎12住 18: 二の沢A40住 19: 南小割72住 20: 南小割88住 21: 北西原49住 22: 南小割88住 23: 南小割118住 24: 南小割136住 25: 南小割147住



挿図5 屈曲口縁鉢および関係資料

13)が出土しており、ゆるい稜、上げ底、ヘラミガキや赤彩など神明12号住居例との関連性が窺える。以上から、屈曲口縁鉢B類のようなゆるい稜を創出する手法が神明12号住居の稜付小型埴に採用された可能性がある。そのような現象を示唆する一例を挙げると、南小割遺跡(註7)では、甕にも屈曲口縁が採用されているものが確認できる(挿図5:19・23~25)。しかも、このような甕は口縁部の形態だけでなく、ヘラミガキや赤彩など、細部の技法においても屈曲口縁鉢との共通性を見せる。当該期に一般的な単口縁ハケメ甕やS字甕とは一線を画すものである。

このような器種を超えた類似性は出土状況からも窺える。①通常の小型埴、②稜付小型埴、③屈曲口縁鉢(甕含む)それぞれの共伴関係を図示したものの中で確認すると、①+②が7例、①+③が14例、②+③が1例、①+②+③が1例である。肝心の屈曲口縁鉢と稜付小型埴、3器種全ての共伴例はわずかに1例ずつである。しかし、小型埴と屈曲口縁鉢、小型埴と稜付小型埴は共伴例も多く、同時期に相互の情報を密に共有していることは間違いない。したがって、他地域に系譜が求められる可能性も十分にあるが、神明12号住居の稜付小型埴も屈曲口縁鉢からの影響を受けている可能性が考えられる。

まとめ

- ①火災状況から二段伏屋式堅穴住居であり、廃棄から火災までの期間は短かった。
- ②出土土器は比田井編年Ⅲ段階に位置付けられ、集落内では客体的な性格をもつ。
- ③小型埴(挿図4:1)については屈曲口縁鉢から何らかの影響を受けた可能性がある。

(清地 良太・浅間 陽)

註

(1) 比田井克仁 1994「南関東における庄内式併行期の土器」『庄内式土器研究』Ⅶ 庄内式土器研究会

(2) 本書第2章参照。常名台、あるいは常名台集落といった場合、ここでは神明遺跡と北西原遺跡を指す。

- (3) 本書p22第15図、12号住居跡出土遺物の遺物番号と対応する。
- (4) これらは北陸東部系の「千種甕」と呼ばれる甕である。比田井編年Ⅰ段階には北陸系の土器を用いた人々が強く関与していた可能性が指摘されているが、Ⅲ段階にはほぼ、そのような影響は見られない(赤坂亨 2002「神明遺跡出土遺物の検討－古墳時代前期の土器を中心に－」『常名台遺跡群確認調査・神明遺跡(第3次調査)』土浦市・常名台遺跡調査会・土浦市教育委員会)。
- (5) 他にも「S字口縁鉢」、「小型丸底鉢」などの名称があり、小型器台・小型埴とあわせて「小型精製土器群」と呼ばれている。
- (6) 立花氏は体部の深いA類から体部の浅いC類へおおまかに変遷するとしているが、氏も指摘する通り、関東の土師器編年が畿内編年の細分に追いついていないため、あくまで目安でしかない(立花実 1992「東日本の屈曲口縁鉢」『西相模考古』第1号 西相模考古学研究会)。本節では比田井編年に準拠する。
- (7) 南小割遺跡では出土する甕の多数が波状口縁を呈する点や高坏にも透かし孔が入るなど県内でも異質な性格をもつことには注意を要するが、比田井編年の基準となる小型埴、小型器台、柱状脚高坏等も出土しているため極端な年代の逸脱はない。

第2節 神明遺跡検出の11・12号掘立柱建物跡について

神明遺跡5次調査で検出した中世の遺構は地下式坑1基、掘立柱建物跡5棟、溝1条を検出した。特に5棟の掘立柱建物跡のうち2棟は、柱穴内に礎石を有するものであり、神明遺跡では、今まで検出されていないものであった。今回は11・12号掘立柱建物跡(註1)を取り上げ、当掘立柱建物跡の性格および特徴を茨城県下の掘立柱建物跡および礎石建物と比較、検討することを目的とする。

1 11・12号掘立柱建物跡の年代 11・12号掘立柱建物跡は、柱穴内から掘立柱建物跡に伴う遺物が出土していないため、近接する9号溝から出土した土師質土器から年代を導いている。土師質土器の年代は比毛君男氏の編年に従い、13世紀前半に位置すると判断した。12号掘立柱建物跡の年代は、主軸方向が9号溝の主軸とほぼ平行であることから、13世紀前半～13世紀中頃であると考えられる。また、11号掘立柱建物跡はピットの切り合い関係から12号掘立柱建物跡および9号溝よりも新しいことから、13世紀中頃～13世紀後半の時期であると考えられる。なお、pit3から元豊通寶(1078年初鑄)が出土しているが、年代に直接的には関係しない。

2 11・12号掘立柱建物跡の特徴 県下で検出されている掘立柱建物および礎石建物との比較の前に、再度11・12号掘立柱建物跡の特徴を確認したい。詳細は報告文に譲るが、①柱穴内に礎石が据えられている。②礎石下に版築(註2)が施されている。③建物の北側に庇を持つ。④身舎2間×3間、庇を含め3間×3間の建物である。⑤平面形は方形を呈する。以上の点が、11・12号掘立柱建物跡に共通する特徴である。また、報告文に記載していないが、補足として、11号掘立柱建物跡の総面積は36.72㎡、12号掘立柱建物跡の総面積は36.84㎡である(註3)。

3 茨城県内の掘立柱建物跡及び礎石建物(挿図1) 県下で報告されている掘立柱建物跡で、11・12号掘立柱建物跡と同様に柱穴底面に礎石を据えている建物は以下の建物である(註4)。

梶内向山遺跡〔川村2003〕 中世では、掘立柱建物跡の他に柵列・井戸・溝が検出されており中世集落の様相を呈している。大型の掘立柱建物が検出されていることから、屋敷跡であると考えられる。

第3号掘立柱建物跡の規模は、桁行14.7m、梁行8.1mの7間×4間で、平面は長方形を呈する。身舎は桁行14.7m、梁行3.9mの7間×2間であり、庇または縁が南北に1間(2.1m)伸びている。総面積は119.07㎡である。石材は雲母片岩を用いており、礎石下は版築されていない。

第5号掘立柱建物跡の規模は、桁行8.90m、梁行4.20mの4間×2間で平面は長方形を呈する。総面積は37.38㎡である。礎石の石材は雲母片岩が用いられており、pit2・3・10・11では柱穴底面からさらに一